

広島県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
三原市久井町大字下津字高麗笹二三九〇番一地 先から 三原市久井町大字江木字毘沙門沖一〇八五番一 三地先まで	一〇・七〇〇～ 一六・〇〇〇	九・一〇〇～ 四・四〇〇		六七・九〇	拡幅